

平成 28 年度 第 1 回風力発電部会 議事録

○ 日 時 平成 28 年 6 月 20 日（月） 13 時 00 分～15 時 00 分

○ 場 所 石狩市役所 5 階 第二委員会室

○ 審議事項 （仮称）八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書について（継続審議）

○ 出席者

石狩市環境審議会

部会長 乗木 新一郎

委 員 氏家 暢 近藤 哲也

酒井 敏一 長谷川 理

オブザーバー 菅澤 紀生

事務局

環境市民部長 新岡 研一郎

環境政策課長 佐々木 大樹

環境保全課長 新関 正典

自然保護担当課長 本間 博人

環境政策担当主査 武田 知佳

環境保全担当主査 宮原 和智

環境政策担当 中村 洸太

○ 傍聴者数 5 名

○審議内容（公開）

【事務局 佐々木課長】

それでは定刻となりましたので、只今より、平成28年度第1回風力発電部会を始めます。本日はお忙しい中、また天候の優れない中、本部会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日の議題は、議事次第に記載のとおり、前回からの継続であります「（仮称）八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書について」でございます。

本日は「八の沢準備書に係る意見等整理表」と「答申案（素案）」について配布をさせていただきますが、二つの資料につきまして不足等ございませんでしょうか。

本日は、高橋委員から所用によりご欠席という連絡をいただいております。

それでは議題に入ります前に環境市民部長の新岡よりご挨拶を申し上げます。

【事務局 新岡部長】

皆様お疲れ様です。環境市民部長の新岡でございます。

本日はお忙しい中、本部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、審議会に先立ち開催しました、（仮称）八の沢風力発電事業予定地の視察にもご参加いただき、ありがとうございました。

この八の沢地区はかつて石狩油田の中心地であり、明治36年から本格的に採掘が行われ、最盛期の昭和4年には年間産油量1万kl、油井188抗、従業員250人を超える規模となりました。しかし産油量の減少により昭和35年油田の歴史を終えました。地域には小学校も設置されていました。

本日ご見学いただいておりますが、現在は野生動物や希少植物が生息する自然あふれた地域となっており、本市の土地利用を定めた「石狩市都市マスタープラン」で、本事業地は「自然景観地区」として位置づけ「低炭素社会を実現するため、緑地、山林、無秩序な開発の抑制や適切な管理により地球環境や資源を保全する取組み」を進めることと規定しております。

このような、市民の宝ともいえる「八の沢」の自然を未来の世代へと残すために環境保全をしっかりと進めることも大切ですが、一方では、世界が直面している地球温暖化対策を確実に進めるため、新エネルギーを導入した低炭素社会の構築も喫緊の課題となっております。

本部会を通じまして、自然と新エネルギーの共存に向けた議論を深めていただければと存じますので、何卒どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

【事務局 佐々木課長】

それでは議題に入ります前に、本風力発電部会の部会長の選出についてであります、

「石狩市環境審議会規則」第5条の規程に基づきまして、委員の互選となっております。立候補、あるいは推薦という手法があろうかと存じますがけれども、この選出につきましてどなたかご意見ありますでしょうか。

【酒井委員】

北海道大学の乗木新一郎名誉教授を推薦いたします。

【事務局 佐々木課長】

ただ今、酒井委員の方から、乗木委員を部会長に推薦したいというご意見がございましたけれども、皆様よろしいでしょうか。

(はい)

【事務局 佐々木課長】

それでは、乗木委員を部会長に選任させていただきます。乗木委員よろしく願いいたします。

【乗木部会長】

ご指名ですので、進めさせていただきます。乗木です、よろしくお願いします。

それでは、本会議は継続審議となっています「(仮称) 八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書について」です。これについて審議を始めたいと思います。よろしくお願いします。では、最初に説明を事務局からお願いいたします。

【事務局 佐々木課長】

それでは私からこの「八の沢風力発電事業」に関する本環境審議会における協議経緯等につきまして、前回6月3日の審議会と重複する部分もあろうかと存じますが、改めてご説明をいたします。

本案件につきましては、平成26年2月の審議会、平成25年度第4回でございましたが、こちらにおきまして「配慮書」のご協議をいただいて以来、平成27年2月、平成26年度第2回になりますが、こちらの「方法書」のご協議と、アセス手続に基づきます、市町村長意見の検討に際しまして、都度ご議論を重ねてまいりました。去る3月8日から4月7日までの1ヶ月間、縦覧を行いまして、意見の募集を4月21日まで行ったところでございまして、またこの「準備書」につきましては、今月3日に環境審議会を開催し、貴重なご意見を更に頂いたところでございます。

本日は、配布いたしました資料に、「八の沢準備書に係る意見等整理表」、こちらにつきましては、前回の3日の環境審議会におきまして、各委員の皆様から頂いたご意見と、その当

日に事業者の方から頂きました見解、対応につきまして、表に整理したものでございます。

今後、環境影響評価法の規定に基づきまして、北海道が事業者に意見を述べるにあたり、北海道知事から意見を求められておりますので、7月25日を期限とした意見照会がなされているところであります。

本日を含めまして、当部会におきまして、委員各位のご意見、ご議論を重ねていただきました上で、市として提出する意見の検討案を作成してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本案件につきましては、希少種保全の観点から、一部公開は差し控えるべきと判断される情報が含まれてございますことから、この審議、こちらの情報に関しまして審議に入ります前には、傍聴者の皆様にはご退室をいただきたいと思いますと考えております。従いまして、一部非公開というかたちで本部会も審議を進めていただきたいと思いますと考えてございます。

事務局からの説明につきましては以上でございます。

【乗木部会長】

ありがとうございました。後半は一部、非公開ということでございます。

それでは最初に審議を始めたいと思います。まず最初に総括事項についてご審議いただきたいと思います。

【事務局 佐々木課長】

補足でご説明申し上げます。前回の審議会終了後に、私共事務局の方でお手元の答申案（素案）とまとめているA4の2枚もののペーパーがございますが、ご議論いただいた内容などを踏まえ、答申案の仮の叩き台をまとめてございます。本日はこの素案に沿って、更に議論を深めていただき、追加の意見、あるいは追加の事業者に対する質問などを、取りまとめていただきたいと思いますと考えてございます。この中で大きな項目の1番の総括的事項、こちらにつきましては、風力発電、今回の本案件に関する全般的な事柄の部分です。

それから2点目として個別的事項ということで(1)の騒音及び超低周波音、それから(2)の風車の影、(3)の動物、(4)の植物と、大きく2つ、それから個別事項では4項目にまとめております。もちろんこれで全て、個別事項も含めて全ての意見、この柱に添って進めるという考えもございませんので、適宜追加なり、言い回しも含めてご議論いただければと考えております。

もう一枚が、A4縦で、エクセルの表組みしてあります資料、こちらにつきましては、一番左側の列が3日に出席された意見を項目ごとに箇条書きにして記載しておりまして、それに対して一つ隣の列が審議会場で事業者の方から出されたご意見、それから横に進んでいただきまして、答申案への反映ということで、先程紹介いたしました答申書（素案）のそれぞれの項目にどのように反映していくのかというようなことを記しております。こちらに関しましては、それぞれの意見をどのように答申に結びつけていくか、あるいはもう少し

足りない議論等をする必要があるかないかということに関しまして使っていただければと思います。ですから、今日の部会自体は大きく素案の項目に従って進めていただければ結構と考えておりますのでよろしくお願いします。

【乗木部会長】

それでは、答申案（素案）という資料を基にして皆さんのご意見を伺いたいと思います。最初に総括的事項、(1) から (4) まで、何かご発言ありますか。

上から順番にいきますか。(1) の文言も含めて何かご質問、ご意見、足りないものもありましたら、お願いします。

立地している場所、予定している場所の風況状況、風がどのように吹くかということについて書かれていますが、先ほど見学したところによると、今何か塔を建てて調査している最中ということですね。

【事務局 佐々木課長】

そうですね。これまでの事業者からの説明でいきますと、計画内に 2 ヶ所程のポールを建て、調査を進めてきたという報告を、事業者の方から説明があったと記憶しております。

【乗木部会長】

話が前後するかもしれませんが、この部会では、風が吹かないからやめなさい、風が吹くから良いですよとか、そういう類の議論は馴染まないということですかね。環境についてどうですかということか。その辺の線引きが実ははっきりしていません。

【事務局 佐々木課長】

環境保全という大前提といいますか、命題のもとでございまして、例えば、事業が円滑に運営されるか否かという部分が、仮に万が一のことがあった、事業が円滑に進まないときに、環境に著しい影響を及ぼすというようなこと、そういった観点から、この部会、審議会の指摘事項には成り得ると考えております。風が吹くか吹かないか、そのことだけで端的にこの事業が良いか悪いか、適なのか否なのかという話になると少々違うのかなと思います。

【事務局 宮原主査】

当初の方法書の時点のご意見として、この地域、部会長がおっしゃるように、風が吹かないというご意見等を頂いておりまして、それに対して、市として風が吹かないからやめてくださいとまで言い切るかどうかは別として、そういったご意見を踏まえ、今回の意見案にも載せております。また、前回の審議会でも事業性や採算性という話を頂いていたものですから、風が吹かないからやめなさいとは言い切ってはおりませんが、きちんと我々に、風がこれだけ吹いて、事業として採算性として成り立ち、途中で投げ出すことはないようにという

ことを、一応今回の素案では求めているというところであります。

【近藤委員】

総括事項の（１）の話だとそこまで強くは言われてないですよ。だから、ここまで言っていていいか僕もわかりませんが、事業を撤退するときには風車を完全に取り除いてくださいということは書けないでしょうか。色々な事情があって撤退することもあるかもしれませんが、心配なのは、ほったらかしにされることが少し気になりますね。もし書けるのであれば、書いた方が良いと思うのと、書けないのであれば仕方ないですけど。それとここは私有地ですし、私の土地に置いているだけだと言われたときに、どうなるでしょう。少しそれも心配ですけど。もし書き込めるのであれば書き込んだ方が良くないかと思います。

【乗木部会長】

環境の面から言えば、稼動しているときに景観とか他の環境がどうかという問題と、終わったときと言いますか、事業が終了したときの後始末が環境に対してどう影響を及ぼすかという、その２点だと思いますが。事後のことについてはなかなか難しいですかね。

【近藤委員】

ちょっとわかりません。

【事務局 宮原主査】

20年の買取り期間が終わったときに、当然危険性とかもありますし、施設がそのままだと環境にもよくありませんので、当然全部撤去するというのが前提だと、個人的には考えていました。意見としてそのようなことを述べるのは、私は構わないと思います。

【近藤委員】

今日現場を見てきたら、昔、油田を掘っていたので、かなりの施設があったわけですよ。しかし、今見たら全部綺麗になっていたんで、ああいう風にしてもらえれば許容できるのかなという気がします。今も油田の施設が全部残っていたらもう廃屋になって入るのも怖くなりますもんね。その辺、どこまで言っていていいか僕はわからないですけど、もし書いても良いというのであれば、書いたらどうかと思います。

【菅澤委員】

書いて良いか悪いという意味では、法的には良いと思います。アセスはあくまでも環境に対する意見、地元意見として書くものなので、これは最初の方、配慮書の段階から方法書の段階でも議論したと思いますけども、何もメリットがない状態、そもそも風が吹かないとか、あるいはもう売電期間が終わったという状態で発電しないと、メリットがない状態で環境

負荷を与えるのは、地元の自治体としては好ましくないということなので、その環境のアセスメントの意見として吹かないとか撤退する場合には、あるいは事業が終わった場合には、元に戻せ、ということを求める意見というのは、言い過ぎと文句を言われる話ではありません。その代わり意見を言って、向こうが返答してわかりましたというものでもなく、そういえばアセスのときにそういう意識からそういう意見があったという程度のものであり、なんら拘束するものでもないです。その分逆に言うことについて、全然文句言われる筋合いでもないので、環境に関する意見は書き込んでも良いものだとは法的には見えますね。

【近藤委員】

ここでの意見がそれほど厳しい拘束力にならなくても、言っておいた方が良いような気がします。

【乗木部会長】

というと、(1)に何かそのような文言を入れるということによろしいですかね。

【事務局 佐々木課長】

整理しますと、この事業、売電事業というのがなんらかの事情でストップ、やめるときに際しては、構造物といいますか、建設したものについては全て撤去していただくというような趣旨の文言を入れるということによろしいですか。

【長谷川（理）委員】

今の菅澤先生のお話にもあったように、近藤先生がおっしゃるような、もし事業を終了するならば、という話と、そもそも無駄なものになりそうであれば、最初から建てるなという話も、やはりどちらも必要だと思います。終わった後だけの話でもないと思うので。最初に、そもそも建てる前にもう少しちゃんとした施設であるということを、事業者側で証明しろという文言はやはり強くあげておいて欲しいですね。環境影響の負荷は間違いなくあるでしょうから。そういう説明もせずに、ちゃんと納得できないようなものであったら最初から事業をやめてくれという感じのものはしっかり残しておいて、その上で建てた場合でもちゃんと片付けろというようなところは最後にも付け加えるという感じの方が良いかなと思います。

【乗木部会長】

表現は少々難しくなるかもしれませんが、そういう趣旨のことについて書き込むということによろしいですか。

【事務局 佐々木課長】

そうですね、やるにあたって、事業の可能性といいますか、そういう部分をしっかりと把握して、確実性をもって臨んでいただきたいと。なおかつ、万が一事業が終了する場合に当たっては、現状復帰を望むという。その辺りは少々整理して、言い回しなどは最終確認のときにご覧いただきたいと思います。

【乗木部会長】

風の問題はそれが一番問題だと思っています。(1) についてはよろしいですか。

【酒井委員】

一番新しい風速調査というのは、こちらには載っていましたか。

【乗木部会長】

6月3日の審議会では平均風速や1年間のデータ等を別添資料で用意すると書いていますけども、用意はしてないのですね。

【事務局 佐々木課長】

事業者の方からは、風況調査につきましては、直近だと思いますが、平成22年の11月から平成23年の10月まで調査を行っている。その結果について、今段階で資料はないですけど、調査については実施していると聞いています。

【乗木部会長】

事業者では用意するという返答ですから、データはきっとありますよね。

【事務局 新岡部長】

公開されているものは、2分冊の1、薄い方の、4ページの方に公開されています。メッシュ図の方で示されているかたちですね。色分けで上の方に予測の状況が出ているという部分です。

右側に対象の実施区域2-2-4という表記で、この辺の風況についての直接的なコメントが出ておりません。それで、そういったご意見が出ているのかと感じております。ここでは直接風況の数値的なものは文言では示していないということと、新港周辺で陸上、洋上の風力の計画がされているという表現に留まっているというところで、ちょっと気になるということでご意見が出たと思っております。

次回も引き続きこの部分をご検討いただくので、この部分は進めていただくということによろしいでしょうか。

【乗木部会長】

それでは次に進みます。(2)、(3)、(4)、これは結果の公表についてですね。評価書にも色々な結果、これまでの状況をきちんと記載してくださいという、そういう要望だと思いますが、その他何かございますか。

(3) のところに、地域住民及び関係者との相互理解が得られるよう、継続かつ積極的な情報公開、地域住民の意見聴取を行い、説明を尽くすことという、これは要望だけで義務はないのですか。必ずやらなければならないという。事業者が開くのですか。説明を尽くすことというのは、事業者に対する要望ですか。してくださいと、すべきだと言うのですかね。しなければいけないと言うのですかね、尽くすことというのは。

【事務局 佐々木課長】

言い回しの関係ですか。

【事務局 宮原主査】

実はこれ、市民風力発電のときに、市の方から出しました準備書意見の文言そのものでございます。今日の資料の意見整理表にも、今日はいらっしゃっていませんが、石井先生からのお話で最後の項目などに、地域住民との対話を、きちんとしてから事業を進めるべきではないかというご意見等も頂きました。あと、前回の準備書意見で市の方から出させていただいているものですから、同じような形で載せさせていただいているというところあります。これも市の方からの意見ということですので、これをもって事業者が、はい、やります、というふうになるかどうかはわかりませんが、市としては意見として出しておきたいというところですよ。

【乗木部会長】

ということは、最初の表ですけど、八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する事業者への意見ということですかね。考え方としては、事業者に対しての意見。要望と言いますか。

【事務局 佐々木課長】

そのような考えです。総括的な事項ということなので、準備書に書いてあることばかりではなくて、それらを包括して、地域とか関係者に対して真摯な説明を求めたいという意を表明するというような、そういう趣旨で記載させていただいております。

【近藤委員】

この準備書に対する意見、これは先程の乗木部会長のことも関連しますが、事業者に言うものなのですか。それとも道に言うものですか。

【事務局 佐々木課長】

意見の提出先といいますか、申し述べ先は、北海道知事になります。

【近藤委員】

はい、わかりました。

【長谷川（理）委員】

そのあたりで文言の、僕もどう書けば良いかわからないですが、確かに、ここに書いてあることはどれも重要ですけど、言ってしまうとこの先全て要望にしかならないといいますか、特に拘束力があるわけでもないの、全て要望を述べるしかないと思います。さらに、道にあげて経産省にあげて、ということであれば、要望としてなんとかすることという文言だけだと、若干優しい、弱いかなという気はしないでもないです。例えば、(2)とかでも、評価書に記載すること、具体的に記載すること、それは具体的に記載していないからだと思います。やはり事後調査とか環境保全措置が十分に説明されていないという文言、そういうような表現があっても良いのかなという気がします。僕も十分ではないと思います。環境保全措置を踏まえてここで事業をしますと事業者も言っている割には全然具体的に書いていないので、具体的ではないのでしっかり記載するようにということであれば、例えば、道にあがって経産省にあがったときでも、石狩市での審議では、そういう判断をしたと伝わる気がします。

あと、細かいですけど、(2)の環境保全措置についても、「可能な限り」はいらないと思います。これを事業者に言っても、可能な限りという文言だと、曖昧に出来そうな感じで。書いても書かなくても可能な限りには違いないと思いますが。とにかく具体的に記載するというのを求めてもらえればと思います。

【事務局 新岡部長】

市はこういう風に判断したということを書き、その上で求めることを求める、という表現にするということですね。承知しました。

【乗木部会長】

まだちょっとわからないのですが、知事に対して答申しますよね。答申案は知事に対してですよね。

【事務局 新岡部長】

そうですね、知事に対して意見を提出します。

【乗木部会長】

道からは何を求められているのですか。

【事務局 新岡部長】

市の意見ですね。

【乗木部会長】

市の意見と言ったら、どういうことでしょうか。

【事務局 新岡部長】

この準備書に関する意見、環境評価に対する意見を求められています。

【乗木部会長】

準備書の内容について、良いか悪いかなのか。

【事務局 新岡部長】

市としてどのように判断して、要するに地域として、市が一番地域に近いので、その近いレベルのところ、どのようにこの事業について考えるのかという意見を道から求められているという形になります。

【事務局 佐々木課長】

準備書に基づく、今回の風力発電事業の事業計画が環境保全の見地でどのような影響があるかないかという部分を市としてどう考えるかということですね。

【乗木部会長】

例えば、非常に過激な発言をすると、風力のデータがない、不備である。したがって、建てたときの環境についての影響評価ができない。従ってこの準備書は不備であるから、今のところ認められない、というようなことは、少々過激な発言かもしれないですけど、そういうところまで踏み込んでも良いものなのですか。

【事務局 佐々木課長】

例えば、事業の実現性が非常に乏しく、これは仮にこのまま着手しても無用な長物が建つだけで、単に環境に悪影響を及ぼして終わるだけだ、というような形にまで言うかということ、当然言う可能性も十分あり、言えないことはないと思います。これは極端な話ですけども、このくらいまでのレベル感といいますか、加減の中で意見を、どのように強弱をつけていくかというのが、ここでご意見を頂きながら、と考えています。

【事務局 新岡部長】

基本的にそこまでの意見を市が述べるに当たり、市がそういったデータなり蓄積なりし
っかりしたものを持っていれば、確かに意見を申し上げることはできますけども、残念な
が市町村レベルでは、そこまでデータの蓄積というのはないので、もちろん事業者が調べた
データなどを評価して意見を述べるしかないという、少しその部分で弱い部分があるので、
その部分では、意見を出す際にバランスを考えて意見を出さなければならないと考えてお
ります。

【乗木部会長】

ちょっと先走った話をしてすみませんでした。

そのほか、総括的事項について何かございますか。このエクセルの表の、ナンバー1と10、
11あたりを少し議論しましたが、そのほかになにか総括的な事項についてございますか。

9番の審議会での事業者の検討で、事業者のプライバシーにも影響を及ぼす、これはどう
いうことですか。

【事務局 新岡部長】

事業者からの見解として示されたもので、実際に事業者としては、風況のデータをもって
当然事業化を進めていますけども、それを公開すると、事業の運営に影響を及ぼすというよ
うな事業者側の見解です。要するに、事業者としては単純に言うと公開したくないと、そう
いう言い方をしていました。

【乗木部会長】

プライバシーにも影響するというのは。

【事務局 佐々木課長】

前回事業者からの説明の中であったのは、その詳細を出すことによって、この風力発電事
業で得ようとしている儲けといたしますか、利益がどのくらい出るのかということが、オー
プンになってしまうということを嫌っているのだと思います。あまり突っ込んだ情報につい
ては出したくないと。企業秘密といたしますか、そういう企業のプライバシーと言う言葉で説
明があったと記憶しております。

【近藤委員】

風力のデータを出すと、会社がどれくらい儲かるのかというところまで推測されてしま
うということですね。

【事務局 佐々木課長】

データははっきりと踏み込んで示してはいないけれども、一定の設備稼働率を考慮することによって、この事業の採算性は十分取れるという判断をしたと、そういう説明をしております。

【乗木部会長】

そのほか、何か総括的事項について質問、ご意見ありますか。

【酒井委員】

地域住民が反対という意見をきちんと打ち出しているのは、これはどのあたりに整理していったら良いですかね。

【氏家委員】

地域で農業を営営されている、準備書の図面でいいますと、2 番の方ですけれども、最も近くにいらっしゃる方から、明確にこの事業については反対したい、ということで農協にも申し出があったと組合長から聞いております。

そうしたときに、(3) にありますとおり、地域住民と相互理解が得られるようという、得られていない中で、この書きぶりでいきますと、環境影響評価を、その後の事業実施状況や事後調査結果など、そのような各段階で必要な説明を尽くすことが必要であり、地域の農家の皆さんがこの事業を反対したいということは、説明が尽くされていないということだと思いますので、その辺をどうこの中で考えていただけるかということだと思います。

【近藤委員】

表現は少々考えないといけないと思いますけど、ダイレクトに事業に反対する人がいるので、事前にその人に話して納得してもらうこと。だいたいそのような内容で、それを基にして書けば良いのではないかな。

【菅澤委員】

そういうルートで、具体的にこの 2 番の方から挙がっているのであれば、反対というのは色々あるので、一番利害関係のあるこの計画地付近、かつ風車から何メートルの住民の方、かつそこで広く農業をやられている方から、具体的に反対の意見が寄せられているという事実をここに書くことは、今後上に行くときにも、重視され得る話なので、一般的に理解が得られるようにという、いつもの行政の言葉よりも突っ込んで、こういう一番利害関係のある人が反対している、そういう理解も得られるように努力なさい、というような書き方をした方が、確かにここでやる意味がありますよね。

【長谷川（理）委員】

地元でしか出てこない意見と情報ですよ。そのあたりは北海道とか上にあがっていくと、そういう地元の、近隣住民の意見はわからないですからね。

【近藤委員】

近隣の人が嫌だと言っているという事は、言っておいた方が良いですよ。

【乗木部会長】

思い切って踏み込んで書きますかね。

【近藤委員】

そこで生活している人が嫌だと言っているって。

【乗木部会長】

先程の風の話もそうですし、今の話も一步踏み込んで書くことにしますかね。

【事務局 佐々木課長】

今のお話でいきますと、具体的に準備書の中でも登場してくるような、住居にお住まいの、直接の利害関係者の方の十分な理解を得ることなどというようなかたちで記していくのかなと考えています。

【近藤委員】

始まってしまったらいけないので、始まる前にというのが大事ですよ。

【氏家委員】

理解を得てから進めるとか。

【事務局 新岡部長】

氏家委員に確認したいのですが、実際そこで農業されている方は、基本的に、ダムで農業用水を供給していますけど、あそこに何本か沢もありましたよね。そういった沢の水も農業をされるときに実際利用されているのでしょうか。もし、沢の水も利用されているのであれば、改変地から流れてきている沢ということになりますので、その水の影響も考えなければならないと思うのですが。

【酒井委員】

多分あのダムは水源地が別じゃなかったかと。

【氏家委員】

多分、全てがそのダムからの用水ではないと思います。定かではありませんが。

【事務局 新岡部長】

そうですか。そのことについて、あとでも結構ですので、情報を頂ければ、その当たりを念頭に入れて考えたいと思います。ダムに影響する部分は、前回の事業者の説明でもそちらの影響がないようにセットバックする、計画をやめると言って、一部やめているのですが、実際には今やろうとしているエリアを水源として農業を営んでいらっしゃるのであれば、そういった実態もきちんと事業者に伝えないと弱いと思うので、事実であれば伝える必要はあると思うので、その辺の情報を頂ければと思います。

【氏家委員】

わかりました。

【乗木部会長】

農協に届いている意見を、整理して具体的にかたちにしておくことが大事ですね。言われたときに、ただ聞いただけというのではまずいですから。

【氏家委員】

確か、後ほど出てきますけれども、農作物の影響、特に風車の影なりということも聞いていますので、おっしゃられたとおり具体的に再度また確認させていただきまして、市役所の方に伝えさせていただきます。

【乗木部会長】

随分具体的な話になりましたけどよろしいですね。そのほかに何かございますか。

次に進みたいと思います。個別的事項ですね。騒音及び超低周波について。いつもこの問題は、なんとなくわかったような、わからないような話で終わってしまうのですけど。

まず騒音ですね、スイッチシュ音が苦情の大きな要因となり得ることから、評価書では、機種の FFT 分析データを明示するとともに、これらについても予測及び評価を行い、評価書に記載すること。問題なのはきっとこの辺ですよね。これはやってくれるのですかね。非常に反対の立場の方が言うことだと思いますけど。データを明示しない限りは許可しないでくれとか。そういうのが最もきつい言葉ですよ。例えば、そういうことは難しいと思いますが、案にそういうことをにおわせる言葉というのは必要ですかね。

【事務局 宮原主査】

意見整理表の騒音の部分について、全体的に補足させていただきます。まず個別的事項、

騒音及び超低周波音の①ですけれども、それにつきましては、意見表のうちの2と3、今回いらっしゃるかもしれませんが、高橋先生からご意見等頂いたものを踏まえて書かせていただいています。詳細な表現ですとかこの意見の妥当性に関して、また改めて高橋先生の方に確認しようと思っていますが、今回この①を載せたのは、事業者の環境影響評価ではおおむね環境基準の部分はクリアしている、又は越えていたとしても暗騒音がそもそも環境基準を超えているような評価結果になっております。今回その部分について、一定の基準をクリアしているものですから、単なる環境基準との比較ではなく、高岡地域は静穏な地域ですので、暗騒音からの増加分もきちんと評価しなさい、というようなことを方法書のときに意見で述べさせていただいており、それらを踏まえています。

さらに、高橋先生から L_{A95} について、暗騒音として静穏なときからの比較の意味について、きちんと記載しなさいというご意見等も頂いていたので、その辺のご意見も踏まえ、暗騒音からの増加分に関してきちんと評価してくださいというような主旨が①です。ただ表現の妥当性などについては、高橋先生に改めて確認しようと考えています。

②につきましては、整理表でいきますと、22 番ですが、純音成分ですとか、それに関するデータを示しなさいという高橋先生からのご意見等も受け、きちんと機種の FFT 分析データを明示してくださいというものです。

意見の③につきましては、整理表でいきますと 23 番ですが、これも高橋先生からのご意見で、騒音の事後調査ですとか、調査期間について、最近の、最新の知見では原則 3 日以上連続して行いなさいという知見も示されていますので、今回の評価に関して、調査に関しては 1 日となっていたので、それを必要に応じて 3 日以上行うことという意見にしております。乗木先生が今おっしゃった基準を超えているからやめなさいというところは、事業者から出てきた評価に関しては明らかに環境基準を超えて逸脱しているというものがないものですから、そこまでの意見は現段階では載せていないということになっています。

【乗木部会長】

その他、騒音、低周波音について何かご意見ございますか。低周波については全国的にどうか、風力発電の根底にある問題ですね。何かご意見ございますか。よろしいですか。

【菅澤委員】

低周波は基準もしっかりあるわけでもないし、影響もよくわからない分、なるべく距離を離れたほうが良いというのが全国的な暗黙の了解かと思います。それがどの位離れていれば良いかというものははっきりしないですけど、なんとなく 1 キロほど離れていないとまずいというのが僕の経験では、あちらこちら見た感じではあるので、今回はやはり近いですよ。この低周波のところに、今回は距離が近いのではないかという意見を述べておいても良いのではないのでしょうか。この 2 番の方との距離を具体的に書いて、先程 800 何mという話がありましたよね。

【乗木部会長】

1 キロは。

【菅澤委員】

1 キロというのも、具体的な基準はまだありませんが、近いのではないかという意見は、地元意見としてここで入れておいたら良いと思います。

【乗木部会長】

その他ありますか。なければ個別事項の（1）については終わります。よろしいですか。では風車の影、（2）ですね。風車の影については、先程委員の方から実際に農業をやっている方の懸念があるという話がありましたので、それについては具体的に意見を賜るということで対処してほしいと思います。氏家委員に依頼するということによろしいですか。

【事務局 佐々木課長】

先程氏家委員の方からも近隣農家の方から直接そういうような声があるというような事実をお聞きしましたので、後ほど詳しくお話を聞いて、その上でこの文言を斟酌したいと思います。

【近藤委員】

前のときにも僕は言いましたが、山の上の、このあたりのところに風車建てて回したら、年間を通してどのくらい影が出来るかわかるのではないかと思いますのですが。

【事務局 佐々木課長】

影の方ですね。

【近藤委員】

農作物への影響といったら水と影ですよ。農家の方が心配されているのは水と影であると思って、影は大丈夫だけど、水はちょっととかいう情報を与えて説明してあげないとなかなか心配はとれないのではないかという気がするのです。それを説明するということです。

【乗木部会長】

緯度や経度が分かれば日射量はすぐに計算できますからね。

【近藤委員】

自分の畑に年間でどれだけ、季節によってどれだけ影になるかはわかりそうな気がします。それを上手く先ほどの農家の人に説明するとか、文言の中に少し含めて。建ってから複

数年にわたって事後調査をしてダメだと言われたとしても、できるだけ事前に防いでもらいたいと思います。

【事務局 佐々木課長】

例えばですけど、2 分冊の 2 の 476 ページあたりからの図面が等時間日影図となっていますので、こういうようなデータと言いますか、情報をもって、先程も出ておりましたが、直接利害関係者の方に真摯に説明してくださいという、そういうことですよね。説明すべきであるというような形で調整させていただきたいと思います。

【近藤委員】

前はなかったですね。

【乗木部会長】

つけてくれたのですね。前に質問したような気がします。

【近藤委員】

言ったのでちゃんと計算してつけてくれたのだと思います。

【乗木部会長】

住居よりも畑ですよね、農家の方が心配するのは。どうなのでしょう。

【近藤委員】

農家の人にこれを見せて、家は日が当たっているけど、畑は日影だから嫌だと言うかもしれませんよね。僕も畑の場所はわかりませんけど。

【乗木委員】

365 日、どこに建物を建てたらどこに日が当たるかという計算もできますよね。だからもし要望ができるのであれば、面積ですね。何月何日何時何分はここ、次はここというのが 24 時間 365 日全部計算できますから、そういうことも要望しても良いのかなという気がします。その基礎データからきつとこの 476 ページの図を出していると思います。

【事務局 佐々木課長】

この日影図作成のシミュレーションやデータなど、そういう部分を紐解きつつ、その一帯の営農なさっている方の農地の範囲はここですという部分を重ね合わせれば、自ずとわかって見えてくるのではないかと思いますので、そういう部分の作業を求めるような文面にしていきたいと思いますし、事業者の方にも、そういうことが当然可能ですよねということ

で、事務局の方からも確認も含めて行ってみたいと思います。

【乗木部会長】

水の問題はどうですかね。水の問題はここじゃないか。農家の方にとっては、きっと風車の影と水の問題ですよ。

【近藤委員】

実質的に光が入らないから、できたらその前に場所を考えて欲しいですけど、②の文だと、稼働を停止したって光の方は改善できるかもしれないけど水の方は改善できないですよ、基礎ができてしまったら。

【長谷川（理）委員】

話がちょっと違うところにいって申し訳ないですけど、近隣住民の人の説明という意味では、今日行って見て思ったのですが、あの辺りに建った場合に一体どれくらいの感じで見えるのだろうかと。フォトモンタージュを作っていますが、846 ページに示されている地点のフォトモンタージュに関して、このフォトモンタージュを作る場所は多分景観の良い場所ですよ。ですから、家のあるところで作るという必要は元々ないのかもしれないですけど、だから作って無くてもしょうがないのかもしれませんが、やはり今日通った住宅のある辺りでのフォトモンタージュを作った場合どのような感じになるのだろうと、住んでいたら気になるのではないかという気がします。ですから、住民説明においては、そういう建った場合の景観といいますか、そういうのも説明する必要があるのではないかという気がします。少しアセスで求められていることとは違うのかもしれませんが、ちゃんと説明をして理解を得るという意味では、そういうことも大事なのではという気がします。

【近藤委員】

あそこから見てどういうふうに見えるのかということですね。

【長谷川（理）委員】

そうですね、見えるのでしょうか。

【近藤委員】

これ 875 ページ辺りじゃないですかね。このフォトモンタージュは全然違うところなのでしょうか。

【長谷川（理）委員】

これがナンバー6なので、だいぶ遠いですよ。

【近藤委員】

ナンバー6ですか、かなり遠いですね。

でもこのモンタージュを作れるなら今日の集落から見たらどうなのかというものも、割とすぐ作れそうですね。

【長谷川（理）委員】

作れますよね。意外と山が迫っていてあまり見えないということもあり得ると思うのですが、もしかするとすごい威圧感でそびえ立っているかもしれないし、想像がつかないですね。

【近藤委員】

見えなければ見えないで安心するし、見えれば見えるで嫌だとなるし、やはりあった方が良いでしょうね。

【長谷川（理）委員】

日影とは少し違いますよね。日影は太陽の方向も関係しているので。でも日影にはならなけれど丸見えということはないかなと思いますけど。すみません、少しどこまで求められるものかわかりませんが、住民説明というか、しっかりした方が良いという中にはそういうのも含めた方が良いでしょう。

【近藤委員】

農地の水と光の問題と、そこで住んでいる人がそれに対して比較的威圧感を感じるかどうかまできちんと資料を作って説明してあげてください。

【乗木部会長】

影と水と景観と、最低3つについては住民の方に説明をするということですね。

【事務局 佐々木課長】

わかりました。

【乗木部会長】

そのほかは何かございますか。よろしいですか。

それでは、後半の、以後の議論は非公開ということでよろしいでしょうか。それでは、5分ほど休憩に入ります。

（以下、非公開）

平成 28 年 7 月 22 日 議事録確認
石狩市環境審議会 風力発電部会
部会長 乗木 新一郎

平成 28 年 7 月 21 日 議事録確認
石狩市環境審議会 風力発電部会
委 員 氏家 暢